

地域密着型通所介護 重要事項説明書

<2026年1月現在>

1. 当社の概要

名称 株式会社ゆう・コーポレーション
代表者 小川綾子
管理者 小川綾子
本社所在地 埼玉県さいたま市緑区大間木3丁目3番地6
電話番号 048-874-5856
事業所名 デイサービスおがわさん家
介護保険事業所番号 1176505764
1176508578
サービス提供地域 さいたま市緑区

(1) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
相談員	1	1	2
機能訓練指導員		1	1
介護職員	1	2	3

(2) 営業日、開所時間

営業日	月～金（祝日、年末年始を除く）
営業時間	月火水金 午前8時00分～午後5時00分 木 午前8時00分～午後6時00分
サービス提供時間	月火水金 午前8時30分～午後4時30分 木 午前8時30分～午後17時30分

電話受付時間 平日 午前9時00分～午後15時00分

(3) サービス内容

- ①送迎
- ②食事
- ③入浴
- ④生活相談
- ⑤美容
- ⑥その他、指定通所介護に係るサービス等
- ⑦口腔機能向上

2. 料金

通所計画書及び所定の料金体系に基づいた利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担割合証による）を事業所に支払うものとします。また、加算サービス、その他サービスの全額自己負担の金額は下記の通りになります。

(1) 単位数

該当区分	1日あたりの利用時間と利用単位				
	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
要介護1	436	657	678	753	783
要介護2	501	776	801	890	925
要介護3	566	896	925	1032	1072
要介護4	629	1013	1049	1172	1220

例： 要介護1 7時間～8時間利用の場合、

753単位（介護保険が定める単位数）

入浴40（介護保険が定める単位数）

(2)地域区分（介護保険が定める単位数）

(3)処遇改善加算Ⅲ（介護保険が定める単位数）

(4)科学的介護推進体制加算（厚生労働省が定める単位数）

(5)自己負担（税別価格）

全額自己負担となり、希望によりサービスを受けた場合にかかります。

A 飲食代 当社で定めたメニュー表の金額による（昼食代770円、夕食代990円）

B ミネラル水 1日100円

C レクリエーション費（参加希望で材料を使用した分）

D おむつ 1枚250円

E パット 1枚170円

F 美容サービス（技術料・消耗品代金）

G 区域外の送迎1日500円

H 入浴 1回あたり500円（要介護以外の方）

I 洗剤代1か月あたり350円

J 初回連絡ノートセット&名札、箸、その他 1200円

K 上記以外、屋外での飲食、買い物を希望した時にかかる金額等

(6)キャンセル料

ご利用日の前日午後15時以降のキャンセルにつきましては、一律3,000円のキャンセル料をお支払いいただきます。キャンセルが必要となった場合は利用日の前日15時迄にご連絡ください。

ケアプランに入浴サービスがある場合の自己都合による未入浴のキャンセル料金は一回500円となります。

※キャンセル料につきましては、介護保険の対象にはなりません。全額自己負担となります。

す。請求方法はキャンセルをされた月の請求に計上させていただきます。

デイサービスおがわさん家 連絡先 048-874-5856
(留守番電話の場合はメッセージを残してください)

(7)支払い方法

- ・集金袋に入れて頂き利用日にお持ちいただくか、振り込み（送金料は自己負担）にて月末までにお支払ください。お持ちいただいた場合は領収書を発行します。

振込先

※川口信用金庫 東浦和駅前支店

口座番号 普0098635

口座名義 株式会社ゆう・コーポレーション 代表取締役 小川綾子

(カナ) カ) ユウ コーポレーション (ポの○は一文字になります)

3. サービスの終了

(1) 今後は他の施設をご利用するなど、ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1か月前までにお申し出ください。申し出が無い場合は解約手数料5,000がかかります。手数料の請求は最終利用月の請求に上げさせていただきます。

(2) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定区分が非該当（自立）となった場合
- ・長期入院が予想される場合
- ・ご利用者が死亡された場合

(4) その他

当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ご利用者が、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも関わらず、7日以内に支払われない場合、又は、ご利用者やご家族等が当社や当社の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

4. 当事業所の通所介護サービスの特徴

日常生活動作の出来ない部分の介助をします。今ある機能を妨げることのないよう、介護負担を軽減する為に更なるADL,IADLの向上を図り、自立支援を提供します。

職員は、配慮ある在宅生活のサポートを創意工夫、努力し、利用者によりよい「笑顔」が増える支援を致します。

5. 緊急時・事故発生時・天災時の対応方法

- (1) サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、さいたま市情報パスに基づき、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。また、施設外での当社スタッフの同行は、対応費として、1時間1,500円とその他かかった費用等とし、当月の請求に計上します。
- (2) 当事業所が利用者に対して行う指定通所介護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った指定通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

※災害緊急時に関しては、ご家族の方が必ず①事業所②避難場所（尾間木公民館）の順に、

お迎えにいらしてください。

尾間木公民館 さいたま市緑区大間木472番地（緑消防署2階）

※天災時のご利用について

管理者が、ご利用者様の安全を考え、営業が出来兼ねると判断した場合、急遽休みになる

場合や、遅迎え、早送りになる場合が御座います。予めご了承ください。

6. 送迎

安全で円滑な送迎を提供させて頂くにあたり、ご利用者様・ご家族の皆様当事業所の運営規定を理解して頂き、ご協力いただきます様よろしくお願い致します。

- (1) 原則として玄関の外までの送迎サービスをいたします。身体的・環境等の事情がある場合は、双方との話し合いにより、対応できる範囲内の送迎サービスを提供させていただきます。その場合には、同意書の備考欄に内容等を記載いたします。
- (2) お迎えの時間は、当日の利用人数により変動します。連絡ノートまたは電話にて連絡致します。必ずご確認ください。また、到着予定時間の5分前には玄関の中で靴を履き、お待ち下さい。
- (3) 乗降時のドアの開閉は、手を挟む等の事故を未然に防ぐ対応策とさせていただきます。必ず職員が致します。ドアが開くまでドアは開けずにお待ちください。
- (4) 交通事情等で、到着予定時間の前後10分以上の時刻のズレが生じる場合は、電話連絡いたします。（10分以内の場合はご容赦ください。）
- (5) 乗車中は必ずシートベルトをしてください。
- (6) 体調不良等を除き、個人の理由で長時間待つことは他の利用者様のご迷惑となりますので出来兼ねます。安全でスムーズな送迎を行うために利用者・ご家族のご理解、御了承の程、お願い致します。
- (7) 自家用車で送迎される場合は、駐車スペースには限りがありますので、あらかじめご了承ください。また、自動車の移動時にご自身の運転をお願い致します。

7. 当社が提供するサービス、苦情についての相談窓口

TEL 048-874-5856

相談時間 営業日の午前10時～午後3時 担当 小川綾子

当社以外に市町村の相談・苦情の窓口がございます。

国民健康保険団体連合会 048-824-2568

さいたま市役所介護保険課 048-829-1111 緑区役所高齢介護課 048-712-1270

備考欄

■ 当社SNS（facebook/ホームページ他）に利用時の写真を掲載することについて

承諾します④ お断りします④

条件付きで承諾します（ ）

以上の契約を証するため、本書二通作成し、通所介護の提供開始にあたり事業者は利用者に対して重要な事項の説明をし、利用者は重要な事項の説明を受けました。利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

法人名 株式会社ゆう・コーポレーション 印
代表取締役 小川綾子
事業所名 デイサービスおがわさん家
所在地 埼玉県さいたま市緑区大間木3丁目3番地6
説明者氏名

利用者
住 所

氏 名

印

利用者自身が判断を下せない状況である、または下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。（契約時において判断が下せない場合、下記の方を契約当事者とさせていただきます。）

住 所

氏 名

印

ご利用者との関係 親族（ ）

成年後見人 代理人